

GPN 輸配送シンボルマーク 使用規定

1. 輸配送シンボルマークとは

荷主が物品等の輸送やサービスを利用する際に、使用する貨物自動車の輸送における環境負荷低減と、温室効果ガスの削減を目指して、荷主がグリーン購入の一環として環境対策に取り組む一定の評価を示すマークです。また、貨物運送事業者に対しても同様に、輸送における環境負荷低減と温室効果ガスの削減に繋がる環境対策に取り組み、一定の評価を示したマークです。

2. 輸配送シンボルマークの使用条件

- ① 輸配送シンボルマークを使用できるのは当ネットワークの会員であること。
- ② 当会の GPN-19「輸配送(貨物自動車)」契約ガイドラインにもとづいて、荷主は、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」の算定結果が対象外を除き 60%以上をクリアしており、かつ No.39 を達成していること。
- ③ 貨物運送事業者及び利用運送事業者は、「エコ商品ねっと」掲載事業者であること。但し、利用運送事業者は、自らトラックを保有し運送契約を結ぶ場合のみとする。
- ④ 申請時に提出する取組内容を GPN ウェブサイトに開示することに同意すること。但し、荷主の場合は、荷主向け「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」に掲載されている「貨物運送事業者名」を任意で公開することができる。

3. 輸配送シンボルマークの使用用途

荷主及び貨物運送事業者等が、輸送に係る環境負荷低減に向けた取組をアピールする場合は、GPN-19「輸配送(貨物自動車)」契約ガイドラインに基づき、GPN 輸配送シンボルマークを以下の目的及び用途において使用することができます。

- ① 団体の事業内容、活動内容、環境に関する取組内容の紹介(報告書、冊子、封筒、名刺、チラシ、ポスター、ホームページ、広告、映像 等)

- ② 環境取組の対象となる商品や輸送サービスの紹介(商品カタログ、パンフレット、冊子、チラシ、ポスター、ホームページ、映像 等)
- ③ グリーン購入の取り組みをアピールする(講演スライド・配布資料、株主総会資料、オフィスや営業所などにおけるアピール 等)

※留意事項

本シンボルマークは、企業の取組姿勢を示したものであるため、対象商品や素材、トラック車両等にはご使用になれません。

4. 輸配送シンボルマークの使用手続き

- ① 本シンボルマークの使用を希望する当会会員は、ウェブサイト(<https://gpn.jp/logos/symbol/>)よりシンボルマークの使用申込書をダウンロードし、書類に必要事項を記入の上、シンボルマークの使用をイメージしたレイアウト資料及び「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト(荷主のみ)」を添付して当会事務局へ提出してください。なお、申請は、使用日の 10 日程度前までに事務局へ提出をお願いします。
- ② シンボルマークの使用を許可された団体は、後日、当会事務局より発行される GPN 輸配送シンボルマーク及びシリアルナンバーと共に、申請された媒体のみに、シンボルマークを掲載することができます。
- ③ 当会事務局が、GPN 輸配送シンボルマークの使用について、不可とみなした場合は申込者に通知します。
- ④ GPN 輸配送シンボルマークの使用は、荷主においては、「輸配送における荷主向け環境取組状況チェックリスト」に記載の「全社」或いは「事業所・工場単位」で都度申請をお願いします。なお、申請の有効期間は、基本的には年度 3 月末までとし、翌年度の 4 月より改めて申請を行ってください。申請時に作成した印刷物等は、翌年度以降も使用できます。

5. 輸配送シンボルマークの使い方

- ① 既定の基本デザインを縮小または拡大して使用してください。
- ② 基本はフルカラータイプの指定の色とするが、単色タイプで下記の 4 タイプも選べるものとする。
 - フルカラー(文字・帯 C70%+M40%、葉・茎 C80%+Y60%)
 - 黒
 - 白
 - 紺(C70%+M40%)
 - 深緑(C80%+Y60%)
- ③ シンボルマークの下またはその付近に、申請時に受けたシリアルナンバーと下記の文章 A～B のいずれかを必ず併記してください。

【表記文章】

A:輸配送のグリーン契約に取り組んでいます
B:輸配送のグリーン契約に取り組みましょう
- ④ 文章は一般に読むことができる大きさにしてください。
- ⑤ 文章の配置等については以下のデザインを参考にしてください。



※GPN 事務局より発行するシリアル番号を明記すること

6. 輸配送シンボルマークに関わる権利

シンボルマークに関する一切の権利はグリーン購入ネットワークに帰属するものとします。

7. 輸配送シンボルマークの使用許可取り消し等

故意に本規定に反する使用をした場合は、直ちに回収、撤回、当ネットワークからの退会をお願いする場合があります。

2013年8月2日制定

2021年11月12日改定

グリーン購入ネットワーク 理事会